◎くにまもりの提言㉑◎

性風俗に関する規制を考える

伏野（ふしの）　潤紀（じゅんき）
（しがく総合研究所）

２０２６年９月、法務省の「売買春に係る規制の在り方検討会」がとりまとめ報告書を示し、街娼（立ちんぼ）対策として、売買春については売る側のみならず買う側にも規制を設けるべきとの見解をまとめた。同検討会を契機に、そもそも性風俗の規制はどうあるべきなのかを、性風俗の現状などから考える。

売春防止法は「金銭を伴う不特定の相手方との性交」を禁ずるが…

性風俗店を考えるうえでは、まず２つの法律について理解する必要がある。

１つ目が「売春防止法」だ。この法律は、売春を「金銭を伴う形で不特定の相手方と性交すること」と定義し、社会の善良の風俗を乱すとして売春を禁ずる。また「性交」とは過去の判例などを見るに「男性器の女性器に対する挿入を伴う行為」を指す。余談だが、戦前の日本では「公娼制度」というものがあり、国の認可の下で売春は合法だった。しかし、売春防止法が１９５６年に成立し、売春は違法行為となった経緯がある。

２つ目が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」だ。この法律に基づき、性的サービスを提供する性風俗店の営業には当局への届け出が必要となる。論理的に考えれば、金銭を伴う不特定の相手との性交は法律違反であるため、風営法に基づき性風俗店に認められるのは性交に至らない性的行為（性交類似行為）の提供までになる〝はず〟だ。

しかし実態はそうではない。例えば、ソープランドでは室内で性交があるとみられている。これが売春防止法違反だという指摘はごもっともだが、ソープランドが現存する理屈もある。それは利用客がソープランドという「風呂屋」に出かけ、いささか高い入浴料を支払い風呂に入ろうとしたところ、意中の女性が偶然そこにおり恋に落ち、密室内で自由恋愛の果てに性交に及んでしまったというものだ。店側もあくまで風呂場を提供しているだけで、密室での出来事には関知しておらず、性交の有無も「わからない」というわけだ。

勿論、この珍妙なロジックがあっても法律違反に問われることはある。２０２６年６月には東京都にある吉原の老舗ソープランド「ルーブル」の経営者ら５人が売春防止法違反で逮捕された。これは元従業員が「売春行為がある」と刑事告発をして〝発覚〟したとされる。また兵庫県の「かんなみ新地」も、尼崎市などの警告により２０２１年11月に一斉閉店した。従業員による告発があったり、当局が規制に向けて動いたりすれば、摘発は容易だ。

ここまでの話をまとめると、性交を伴うサービスを提供する性風俗店は「自由恋愛」を盾にした理屈もあり、現状は当局から売春防止法のグレーゾーンとして黙認されているにすぎないということだ。

世界では売春が合法の国も

世界の売買春に関する状況を見ると、必ずしも日本のように売春が違法であるわけではない。法務省の検討会資料によると、ドイツやオランダでは売買春のいずれも犯罪とはな

っていない。「飾り窓」で有名なオランダでは、売買春はあくまで個人の自由意思に基づく行為とされ、性風俗産業に関わる労働者の自主性を尊重し、登録すれば法の範囲内での売買春が認められている。健康診断や性病の検査、特定の地域での営業が義務付けられており、国としても完全に禁止するよりも認めたうえでコントロールをする考え方をとっている。

売春を合法化している国の事例は、グレーゾーンを黙認しつつ規制を徐々に強化しようとしている日本とは考え方が異なり、性風俗に対する捉え方には学ぶべきところがある。

性風俗の過度な規制は性産業のアングラ化を招く

性風俗店に関わる規制は、青少年による勤務などを防ぐ意味で重要だ。犯罪組織とも結

諸外国における売買春に係る規制の概要

1　全体像

		北米		ヨーロッパ						東アジア
		米国（注4・5）	カナダ	英国（注8）	ドイツ	フランス	オランダ	ベルギー	スウェーデン	韓国
売春	売春自体の犯罪化	○	×（注6）	×	×	×	×	×	×	○
	勧誘等（注3）の犯罪化	○	×（注7）	○	×	×	×	○	×	○（注9）
買春	買春自体の犯罪化	○	○	×	×	○	×	×	○	○
	勧誘等の犯罪化	○	○	○	×	○	×	○	○	○（注9）

※「売買春に係る規制の在り方検討会　第1回会議　配布資料3
諸外国における売買春に係る規制の概要」より引用

びつきやすく、一定の規制があることは否定するものではない。ただ、過度な規制は避けるべきだ。なぜなら性的欲求は生殖に関わる原始的欲求であり、規制による供給減により、需要があらぬ方向に向かうリスクがあるためだ。

人間の欲求を押さえつけて規制し失敗した事例は多い。その一つが米国の禁酒法の歴史だ。禁酒法とは社会風紀を正すために飲酒を禁止した法律だが、施行後には隠れた飲酒、酒の密輸や違法な酒場が急増、人々が不純物を含む粗悪な酒を自作し健康被害を招くなど、様々な弊害が起きた。さらに密輸などを通じてアル・カポネなどのギャングが台頭し、酒の製造販売を取り仕切ったことで、ギャング同士の縄張り争いによる銃撃戦やギャングによる警察の汚職事件で治安が悪化した。

今回の法務省の検討会では買春の違法化以外にも「被害者のトラウマの観点から『性交』だけでなく『性交類似行為』も法の対象に含めるべきか検討が必要」など、性風俗に関わる規制を現状よりも強くすべきといった委員もいた。安易な性風俗の規制強化は禁酒法の歴史を踏まえると、性産業のアングラ化を招く可能性があると筆者は危惧する。具体的には、行政の監視をかいくぐり運営する性風俗店やネット上での売買春が増える可能性だ。

単に「臭いものに蓋をする」という発想で強く性風俗店の規制を設けることは、本質的な問題の解決はおろか、現状をさらに悪化させるリスクが孕んでいることを認識するべきだろう。それは、ソープランドが滑稽とも言えるほどのロジックだけで、当局から一応のお目こぼしをもらっている現状から察することができよう。売春を合法とする海外の考え方なども参考にしたうえで、性風俗店に関わる規制は慎重に考えるべきだ。

カレント年間購読はコチラ⇩